

地域生活支援拠点認定・加算届出の流れ（R 6. 4. 24時点 暫定の手順）

1 拠点認定の申出

（事業所）市へ、拠点の認定を検討している事業所の名称、サービス名等を申出
（市）申出を受け、事前協議の日程を後日連絡

2 事前協議（申出から概ね2週間以内）

白井市障害福祉課と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等
- ・ 拠点関係機関との連携担当者の確認（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

3 拠点認定の申請・加算届出の提出

（事業所）以下の書類を市に提出

- ・ 第1号様式、地域生活支援拠点等認定申請書（要綱第3条）
- ・ 地域生活支援拠点に伴う加算を算定する場合は、第5号様式、地域生活支援拠点等の機能に関連する届出（要綱第6条）

※添付書類：地域生活支援拠点

4 拠点認定通知書、加算認定通知書の交付（3の申請から概ね2週間程度）

（市）郵送等の方法により、通知書を交付